

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター役員給与等規程

制 定 平成 19 年 4 月 1 日
令和 6 年 12 月 24 日施行

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の給与並びに旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

〔一部改正〕令 3.12

(給与の区分)

第 2 条 常勤役員の給与は、基本俸給、通勤手当、住居手当及び業績給とする。

2 非常勤役員の給与は、非常勤役員手当とする。

(給与の支給日)

第 3 条 給与（業績給を除く。）の支給日は、毎月 21 日とする。ただし、支給日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。

(常勤役員の基本俸給)

第 4 条 常勤役員の基本俸給の額は、次の各号に掲げる月例支給額に 12 を乗じて得た額とする。ただし、職員を兼務する理事には、支給しないものとし、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）により職員に対する給与を支給する。

(1) 理事長 679,000 円（鳥取県を退職した後に理事長になった者は、鳥取県知事と協議の上、理事長が定める額）

(2) 理 事 300,000 円

〔一部改正〕平 22.1、〔一部改正〕平 23.4、〔一部改正〕平 24.4、〔改正・追加〕平 27.4

〔一部改正〕平 27.12、〔一部改正〕平 28.11、〔一部改正〕平 29.12、〔一部改正〕令 3.4

〔一部改正〕令 5.3

(新たに役員となった者及び役員でなくなった者の給与)

第 5 条 月の初日以外の日において新たに任命された役員、及び月の末日以外の日において退職し、解任され、又は死亡した（以下「退職等」という。）役員の給与（業績給を除く。）の額は、日割り計算で支払う。

2 前項の日割り計算については、職員給与規程第 4 条の規定を準用する。

(通勤手当)

第 6 条 通勤手当の額は、職員給与規程第 28 条の規定が適用される職員の例によるものとする。

2 その他通勤手当の支給に関しては、職員給与規程第 29 条から第 40 条までの規定を準用する。

(住居手当)

第 7 条 住居手当の額は、職員給与規程第 23 条の規定が適用される職員の例によるものとする。

する。

- 2 その他住居手当の支給に関しては、職員給与規程第24条から第27条までの規定を準用する。

(業績給)

第8条 業績給の額は、第4条に規定する月例支給額に、別に定める経歴係数及び評価係数を乗じて得た額とする。ただし、当該役員に任命された日が属する年度（任期満了の日前に役職を異にする役員引き続いて任命されたときを除く。）若しくは評価係数の算出の基礎となる法人業績評価の対象期間における当該役員の在職期間（任期満了の日前に役職を異にする役員に引き続いて任命されたときは、引き続いて在職したものとみなす。）が6月に満たないとき又は評価係数が決定されないときは、別に定める業績給基準額とする。

- 2 前項の業績給は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する常勤役員に、それぞれ6月30日及び12月10日（当該日が日曜日、土曜日又は休日にあたる場合は、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。）に、次の各号により支給するものとする。

- (1) 6月に支給する業績給の額は、前項のただし書きに定める業績給基準額に100分の50乗じて得た額（100円未満に端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- (2) 12月に支給する業績給の額は、前項の規定により算出した当該年度の業績給の額から前号の6月に支給した業績給の額を減じた額とする。ただし、6月2日から12月1日までの間に新たに任命された役員に支給する業績給の額は、前項のただし書きに定める業績給基準額に100分の50乗じて得た額（100円未満に端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

〔一部改正〕令5.3

(非常勤役員手当)

第9条 非常勤役員手当は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 理事 日額 30,000円
- (2) 監事 1回あたり 30,000円

〔一部改正〕平22.1、〔一部改正〕平24.4、平30.4

(旅費)

第10条 役員が、職務のため旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、職員の例による。

〔一部改正〕令3.12

(雑則)

第11条 この規程の実施に関し必要な給与及び旅費の支給に関する事項は、職員の例に準じる。

〔一部改正〕令3.12

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(給与の額の特例)

- 2 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における常勤役員の給与(通勤手

当及び住居手当を除く。)及び非常勤役員手当の額(監事を除く。)については、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成17年鳥取県条例第44号)の規定に準ずるものとし、第4条、第5条、第8条及び第9条にかかわらず、これらの規定により算定した額から、次の各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

- (1) 理事長 100分の3
- (2) 理事(常勤) 100分の3
- (3) 非常勤役員(監事を除く。) 100分の3

(業績給の額の特例)

- 3 令和6年12月1日から当分の間における業績給の額及び業績給基準額については、第8条第1項の規定にかかわらず同項の規定により算定した額に10,000分の10,769を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に理事の職にある者について、改正後の地方独立行政法人鳥取県産業技術センター役員給与規程第9条の規定にかかわらず、平成24年7月17日までの間に支給する非常勤役員手当については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年12月19日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、平成27年12月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 11 月 30 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 12 月 26 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
(施行期日)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この規程は、令和 3 年 12 月 22 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、令和 4 年 12 月 27 日から施行し、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。
(令和 4 年 12 月の業績給の特例)
- 2 この規程の施行前に改正前の業績給の額の特例を適用してすでに常勤役員に支払われた令和 4 年 12 月の業績給は、この規程による改正後の業績給の額の特例を適用して常勤役員に支給されることとなる令和 4 年 12 月の業績給の内払とみなす。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、令和 5 年 12 月 26 日から施行し、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。
(令和 5 年 12 月の業績給の特例)
- 2 この規程の施行前に改正前の業績給の額の特例を適用してすでに常勤役員に支払われた令和 5 年 12 月の業績給は、この規程による改正後の業績給の額の特例を適用して常勤役員に支給されることとなる令和 5 年 12 月の業績給の内払とみなす。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、令和 6 年 12 月 日(県条例施行日)から施行し、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。
(令和 6 年 12 月の業績給の特例)
- 2 この規程の施行前に改正前の業績給の額の特例を適用してすでに常勤役員に支払われ

た令和6年12月の業績給は、この規程による改正後の業績給の額の特例を適用して常勤役員に支給されることとなる令和6年12月の業績給の内払とみなす。